

『第2回 生産者の皆様から意見を聴く会』について

この度、第2回生産者の皆様から意見を聴く会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 開催日時：平成23年2月16日（水）13：30～15：30

2 出席者：レタス、キャベツ等の大規模生産者12名

3 議事の概要

(1) 機構からの説明

①平成23年度における野菜関係事業・制度の改正内容

- ・ 登録生産者の面積要件の緩和
- ・ 指定野菜価格安定対策事業に係る負担率の軽減
- ・ 契約指定野菜安定供給事業に係る発動基準の緩和等の制度改正
- ・ 契約野菜収入確保モデル事業（PQモデル事業）の創設

②大規模生産者・農業法人と機構との情報交換のあり方

- ・ 生産現場から率直な意見を聞くことや機構から情報発信などを行うために、大規模生産者・農業法人と機構の間で、「緩やかなネットワーク」を構築することにつき提案

(2) 意見交換の概要

①平成23年度における野菜関係事業・制度の改正内容

A社：指定産地外で生産を行っているため、制度加入を諦めていた。六次産業化法の特例措置やPQモデル事業については、指定産地外も対象となるので大変ありがたい。

A社：登録生産者の面積要件緩和で、対象者が広がるのはありがたい。

B社：県予算の制約があり、（指定野菜価格安定対策）事業への加入を望んでいたものの実施することができなかった。県予算の要件が無いため、実施できるチャンスが増えるのは喜ばしい。

C社：契約取引では実際に、天候不良により小玉になり、契約数量を確保できない状況が生じ、生産者の収入が見込みより減る場合がある。この減収が補てんされる事業があればと考えていた。

D社：モデル事業の造成について、売上が1千万円の場合、積立率を20%とすると、積立額はいくらになるのか。掛け捨てであったり、積立額が大きいと加入しにくい。

機構：積立率を20%とした場合、生産者の負担額は200万円となる。また掛け捨てではなく、200万円の負担で機構からの交付金200万円を合わせると最大400万円が戻ることになる。交付金が交付されない場合は負担額を引き出すことができる。また、積立率も20～5%の選択制を取り入れる予定のため、負担を小さくすることが可能である。

②大規模生産者・農業法人と機構との情報交換のあり方

E社：情報を入手する機会がなかった。機構や他の生産者と交流を持てる機会は限られていることもあり、ネットワークの構築に賛同する。

③その他（野菜制度全般について）

F社、G社：指定野菜制度は良い制度とは思いますが、その反面、過剰生産を助長したり、足腰の強い生産者を育成することになるかどうか疑問もある。

機構：指定野菜制度により生産性の優れた大規模産地が育成され、制度として成果は上がっていると考えます。しかし、制度に安住することは決して望ましいことではない。今回、平均価格算定期間を過去9か年から6か年に短縮し市場シグナルがより反映されやすくなる仕組みにしたこと、品目転換をサポートする仕組みを導入したことにより、需給動向に対応した生産者の経営判断を支援する仕組みを導入している。

お問合せ先

野菜業務部直接契約課 庄司、前田

電話番号 03-3583-9818